・消耗品・付属品の交換、有寿命部品で使用環境により保証期間中に寿命に達したと明らかに認められる場合。
・各部の通常の使用による汚れ。

３）評価項目③「保守部品の供給保証期間」は、標準仕様書に基づく期間として受渡日を始期とする。なお、「保守部品の供給保証期間」が標準仕様書より下回る場合は、「不採用」とする。

⑷　評価項目及び評価指標　評価項目及び評価指標は以下のとおりとし、各評価項目に対する提案の有効性を、評価指標をもとに、相対的に評価する。

なお、製作予定者が複数となる場合は、製作予定者毎に提案できる。この場合、製作予定者毎に評価し、技術評価点の合計値が最も低い製作予定者の技術評価点を採用する。ただし、契約の際の製作者として限定するものではない。

１）評価項目

評価項目①：工事目的物の性能・機能に関する事項　ＣＣＴＶ設備の維持管理性向上に資する提案
提案数：３提案まで（提案ごとの評価の合計で判定）
対象：ＣＣＴＶ設備
なお、予備品及び保守用品の追加納入に関する提案は評価対象外とする。
＜提案例＞
・障害復旧の迅速性の向上
・カメラ装置の長寿命化や信頼性の向上

評価項目②：工事目的物の施工に関する事項
ａ　供用中の道路の交通規制内において、現場施工の更なる安全対策に関する提案
ｂ　現場施工時（現地試験調整含む）の品質確保に関する提案
提案数：ａ、ｂそれぞれ１提案まで
なお、ａ、ｂとも他工事へ影響を及ぼす提案は不採用とする。

評価項目③：工事目的物の保証に関する事項
保証条件等（無償修理保証の期間及び保守部品の供給保証期間）に関する提案
対象：ＣＣＴＶ設備

２）評価指標

【判定方式】　提案内容を共通仕様書、施工管理要領及び設計図書等に示す標準案と比較して、その有効性について以下のとおり評価する。
優：標準案に比べ、非常に優れているもの。
良上：良に比べ、やや優れているもの。
良：標準案に比べ、優れているもの。
良下：良に比べ、やや劣っているもの。
可：標準案又は標準案と同等であるもの。

【数値方式】　評価項目の項目別配点は、評価数値により算出する。最高の評価数値の提案者を満点、標準値又は評価に値しないものを最低の０点とし、評価数値に応じ按分した点数を付与する。

⑸　技術評価点の付与方法　技術評価点の付与方法は以下のとおりとする。

なお、製作予定者が複数ある場合、技術評価点の合計値が最も低い製作予定者の技術評価点を採用する。

評価項目①：工事目的物の性能・機能に関する事項
評価指標：判定方式
項目別配点（40.00点）：優40.00点、良上30.00点、良20.00点、良下10.00点、可0.00点

評価項目②：工事目的物の施工に関する事項
評価指標：判定方式
項目別配点
ａ（30.00点）：優30.00点、良上22.50点、良15.00点、良下7.50点、可0.00点
ｂ（10.00点）：優10.00点、良上7.50点、良5.00点、良下2.50点、可0.00点

評価項目③：工事目的物の保証に関する事項
評価指標：数値方式
いずれも上限は15年とし、これを上回る場合は15年で評価
標準値（無償修理保証期間（１年）×１）＋（保守部品の供給保証期間（５年）×0.2）＝２
項目別配点（20.00点）：評価数値により算出し、最高値を満点、標準値又は評価に値しないものを０点とし、評価数値に応じ按分した点数を付与
最高値20.00点、標準値0.00点
按分点数は小数第３位を四捨五入し小数第２位とする

⑹　落札者となるべき者の決定方法　総合評価提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者となるべき者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

①　総合評価点：（技術評価点×α）+（価格評価点×0.5）　αの値は「0.2」とする。
②　技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100）
③　価格評価点：０　（０≦Ｐ＜0.5Ｌ）
((Ｐ／Ｌ×100）－50)／(Ｘ／Ｌ－0.5)　(0.5Ｌ≦Ｐ＜Ｓ)　100―200（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ）　（Ｓ≦Ｐ≦1.0Ｌ）
ここに、
Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）
Ｌ：契約制限価格
Ｘ：調査基準価格以上の最低入札価格
【注：契約制限価格を超える者は対象としない】
Ｓ：調査基準価格
ただし、入札価格がすべて調査基準価格を下回る場合は、Ｘ／ＬをＳ／Ｌとする。

⑺　上記⑹において、総合評価点の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

⑻　総合評価提案の履行に関する事項
①　保証条件等について　受注者の責により、入札時の提案内容を満足できない場合は、「故意による契約不適合」とし、補修又は損害賠償を請求する。
②　その他の評価項目について　受注者の責により、入札時の提案内容を満足できない場合は、その程度に応じ請負工事成績評定点を最大10点減点するとともに契約書に基づく請負代金額の減額を行う。
また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

⑼　技術提案に基づき施工する場合は、その内容を示した資料を提出すること。

技術提案が不採用となった場合で標準案に基づく施工の意思がある場合は、資料提出により意思表示すること。

⑽　技術提案の採否　技術提案の採否は、競争参加資格確認結果と併せて通知する。

なお、上記通知において技術提案が採用となった者は当該提案に基づく入札、標準案に基づいて施工しようとする者又は技術提案が不採用となった者は標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒460―0003 愛知県名古屋市中区錦２―18―19　三井住友銀行名古屋ビル12階　中日本高速道路株式会社　名古屋支社　総務企画部　契約課　電話052―222―1448

⑵　入札説明書等の交付期間、交付場所及び交付方法　入札参加希望者には、入札説明書、入札公告、契約書案、入札者に対する指示書、図面、仕様書、工事費内訳書（以下「入札説明書等」という。）を交付する。
①　交付期間：入札公告日から令和６年５月30日（木）まで。
②　交付場所：当社ホームページによる。
③　交付方法：当社ホームページの入札公告・契約情報検索のページにデータをアップロードして交付する。
（URL：https://contract.c-nexco.co.jp/auction_info/search）
入札説明書等は、訂正・取消をする場合があり、訂正・取消を行ったときは、入札公告・契約情報検索のページに掲載する。

⑶　申請書等の提出期間及び提出方法等　入札参加希望者は、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定通知書の写し（最新のものであって、審査基準日が、入札日の１年７月前の日以後のものに限る）、総合評価提案資料、競争参加資格確認申請書及び参加希望者が特定建設工事共同企業体を構成する場合の共同企業体協定書案（以下「申請書等」という。）を提出するものとする。なお、総合評価提案資料は、入札説明書に基づき作成するものとする。
①　提出期間：入札公告日から令和６年２月15日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後４時まで。